修理契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、契約書記載の修理契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、この修理物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の修理を行い、履行期限までに修理を完了し、甲の指定する場所において甲に引き渡すものとする。甲は、修理の代価として乙にその代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第２条　乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（特許権等）

第３条　乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和３４年法律第１２１号）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）若しくは意匠法（昭和３４年法律第１２５号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

（仕様書等の疑義）

第４条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（輸送費等）

第５条　搬出搬入に要する輸送費用（こん包を含む。）は、代金に含まれるものとする。

（監督）

第６条　甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

２　甲は、修理箇所のうち、特に監督官の立会いを必要と認めるものについては、事前に乙に通知し、乙は、監督官の立会いを求めた上、修理を行わなければならない。

３　前項の規定を適用する場合において、修理に使用する材料のうち、甲が検査を必要として指定したものは、事前に監督官の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

４　第２項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（官給品等）

第７条　甲は、この契約に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

２　乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときは、その旨を甲に通知するものとする。

３　乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

４　乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

５　乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（修理物品の授受）

第８条　乙は、修理物品を受領したときには、甲に受領書を提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

２　乙は、修理を完成し、又は契約解除若しくは契約変更により、甲から引渡しを受けた修理物品、部品等で不用となった部品又は交換された部品があるときには、それぞれ明細書を添えて甲に返還しなければならない。

３　乙の故意又は過失によって甲から引渡しを受けた修理物品又は部品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときには、前条第３項から第５項の規定に準じて処理するものとする。

（危険負担）

第９条　乙は、前条に規定する受領書提出のときから第１６条に規定する引渡しのときまで、その間、乙の故意又は過失により修理物品を滅失又はき損したときには、甲の指示に基づき、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

３　乙は、前項に規定する損害賠償額を期日までに納付しない場合には第７条第５項の規定を適用する。

（修理の変更及び中止等）

第１０条　甲は、必要がある場合には、修理内容を変更し、又は修理を一時中止、若しくはこれを打ちきることが出きる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

（無償の履行延期）

第１１条　乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に修理を完成することができないときには、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第１２条　乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて修理物品を納入したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで、遅滞１日についてその遅滞部分に対する契約金額の１，０００分の１に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が１００円未満であるときはこの限りでない。

２　乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第７条第５項の規定を準用する。

（契約の変更）

第１３条　甲は、修理物品の納入が完了するまでの間において必要がある

場合には、履行期限、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合、乙は、見積書を作成し、速やかに提出しなければならない。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第１４条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（不可抗力による損害）

第１５条　天災地変その他不可抗力によって修理物品又は検査済修理物品等に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

２　前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が、善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は甲、乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

（検査及び引渡し）

第１６条　乙は、修理を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

２　甲は、乙から前項に規定する通知を受けた日から１０日以内に検査を完了するものとする。

３　乙は、検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、改めて検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

４　乙の工場における検査に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（代金の支払）

第１７条　乙は、前条に規定する検査に合格した場合、適法な支払請求書を甲に提出し、甲は、これを受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

２　単価契約の場合、乙は、毎１月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第１８条　甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第８条第１項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（部分払）

第１９条　乙は、部分払の特約をした場合において、この契約の完了前に既済部分に対する請負代金相当額の１０分の９以内の部分払を甲に対し請求することができる。

２　甲は、前項の規定に基づく請求があったときには、甲又は甲の指定する検査官の行う検査に合格し、引渡しを完了したものについて、第１７条及び第１８条の規定により乙に代金を支払うものとする。

（修理物品の契約不適合）

第２０条　引き渡された修理物品に契約不適合（引渡しを受けた修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取

替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、修理物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2　修理物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3　甲は、修理物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき修理物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4　甲は、第１６条に規定する検査において修理物品の全数について数量の確認を行った場合は、修理物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。

5　修補の請求若しくは、代金の減額の請求又は解除の通知は、修理物品の引渡日（乙が修理物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

6　乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。

7　契約不適合のある修理物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

8　前各項の規定は、第１項の規定に基づき修補され、再度引き渡された修理物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

9　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

10　乙は、第２項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、

甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。

11　乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第７条第５項の規定を準用する。

12　乙が、第１項の規定による期日までに修補しない場合は、第１２条第１項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第２１条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰す理由により、履行期限内又は期限後甲が差し支えないと認める期限までに修理を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても修理に着手しないとき。

(3) 前２号のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が１００円未満であるときにはこの限りでない。

３　乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第１２条第２項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第２２条　乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第１０条第２項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第２３条　甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害

が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
３　前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に書面により行わなければならない。
４　第２項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
（乙の損害賠償）
第２４条　乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。
２前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
３　第１項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第２１条第２項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
４　乙が前３項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第１２条第２項の規定を準用する。
（解除による物件の処理）
第２５条　契約を解除した場合において、乙は、修理物品、材料等で未使用のものがあるときには、明細書を添えてこれを甲に返還しなければならない。
（相殺）
第２６条　乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合、甲は乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。
（信用等の調査）
第２７条　甲は、請負代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
３　甲は、第１項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。
（秘密の保持）
第２８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を

第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第２９条　乙は、修理物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、修理物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、修理物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（修理物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第２条の規定は、前５項についても適用する。

（その他）

第３０条　この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じ

た場合は、甲乙協議して解決するものとする。